

地域子ども・子育て支援事業 事業調書

本市事業名	一時保育事業（保育所型）
地域子ども・子育て支援事業の種類	一時預かり事業（一般型）

1 事業の趣旨・目的

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育，保護者の傷病などによる緊急時の保育など，様々な保育ニーズに対応するため，実施するもの。

2 事業概要

(1) 事業概要

家庭で育児をする保護者の就労や通院，又は育児リフレッシュ（育児疲れの解消）などで，一時的に保育が必要な場合に利用できる保育。保育所の自主事業であり，保育所と保護者の間で利用時間・方法を決定。また，次のとおり利用料が必要。

区分	3歳未満児	3歳以上児
災害による被災世帯，生活保護法による保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	800円	500円
上記以外の世帯	2,100円	1,200円

(2) 実施主体等

実施主体	実施方法	該当するものに○
京都市	直接実施	○(市営)
	委託	
その他	補助	○(民営)

(3) 対象者

家庭で保育される小学校就学前の児童

(4) 実施場所・箇所数

市内50箇所の保育所

(5) 実施日・実施時間

概ね，月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時まで

(6) 利用方法

実施保育所に利用申請を行い，保育園に利用料を支払う。

3 事業実施実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
施設数	37	42	44	46	48
件数	45,320	50,236	57,572	59,909	62,693

※ 本市においては、国の特定保育（継続的な利用（1箇月当たり64時間以上））及び一時預かり事業を併せて一時保育事業として実施している。上記は本市の一時保育事業としての実績

4 教育・保育提供区域（案）

各認可保育所において実施する事業であることを踏まえ、教育・保育提供区域は、施設型給付・地域型給付同様、第三次区域とする。